

別記様式1

特定間伐等促進計画

群馬県 吉岡町

令和3年6月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、45,000ha(年平均4,500ha)の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本町の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から12年度までの10年間で181.58ha(年平均18.158ha)の間伐を行うことを、本町特定間伐等促進計画の目標とする。また、伐採後の確実な再生林を含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲については別図のとおりとする。

(国土地理院1/25,000地勢図相当の図面又は1/5,000森林基本図に図示)

4 特定植栽促進区域

都道府県の基本方針に定められた特定植栽促進区域のうち、本市における特定植栽促進区域の範囲は別図のとおりとする。
注)2の図面に併せて図示すること。

5 特定植栽事業の実施方法

- (1)植栽すべき特定苗木の種類
- (2)特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法に関すること。

6 特定植栽事業の実施の促進のための方策

- (1)現地検討会の開催等による特定植栽事業に関する技術の普及に関すること。
- (2)集落説明会の開催等の特定植栽事業の情報提供に関すること。

7 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1)森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。
- (2)施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

8 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1)路網の整備の推進に関すること。
- (2)高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。
- (3)コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

9 間伐材の利用の推進

- (1)間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。
- (2)長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

10 人材の育成・確保等

- (1)間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業者の育成確保に関すること。
- (2)林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。